

第 7 次京都府食の安心・安全行動計画 策定スケジュールについて

1 策定の根拠等

- ・京都府食の安心・安全推進条例第 5 条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・第 6 次の行動計画（令和 4～6 年度）は令和 6 年度までの計画のため、第 7 次計画を令和 6 年度中に策定

2 策定スケジュール

	5 年度	6 年度												7 年度	
	2月 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
議 会				6月 議会 概要 案 報告				9月 議会 骨子 案 報告					12月 議会 最終 案 議決		
次 計 画 の 策 定	審議会 3月5日 課題等の検討			審議会 6月19日（書面開催） 概要案の検討				審議会 9月3日 骨子案の検討					審議会 11月8日 最終案の検討		
現 計 画 の 推 進	次年度計画の報告			前年度実績の報告									行動計画策定・公表 12月	審議会 3月 次年度計画の報告	
策 定 作 業	消費者団体 意見交換会 2/22							パブリック コメント 意見募集 10/1～22					結果 公表		
								消費者団体 意見交換会 10/3							